

原著

乳児院から児童養護施設への措置変更の現状に関する一考察

石 田 賀奈子

神戸学院大学 総合リハビリテーション学部
社会リハビリテーション学科

[要約] わが国の児童福祉サービスにおいて2未満の乳児を養育する児童福祉施設は乳児院である。近年、児童虐待件数の増加や家族機能の低下を背景として、乳児院退所後に家庭復帰できず児童養護施設に措置変更となる児童が増加傾向にある。本研究では、乳児院から児童養護施設に措置変更する際のケースワークにおける現状と課題を明らかにすることを目的として、乳児院および児童養護施設職員へのインタビュー調査に基づく事例研究を行った。分析の結果、以下の実態及び必要な改善点が明らかとなった。

- (1) 乳児院と児童養護施設の思いが一致していない現状
- (2) 措置変更時のアセスメントが重要であること
- (3) パーマネンシーの視点、愛着の理解が必要であること

キーワード：児童福祉施設、措置変更、ファミリーソーシャルワーカー、アセスメントの重要性、児童虐待

I. はじめに

「社会的養護」とは、虐待その他環境上の理由により、家庭外措置を必要とする児童に対して提供される児童福祉法に基づくサービスである。1947(昭和22)年に児童福祉法が施行され、70年を迎えるとしている。この70年で、社会情勢の変化、地域社会の変化などを背景に、社会的養護を必要とする子どもや家族のニーズも変遷を遂げてきた。今や、児童福祉施設を利用する入所児童のほとんどに保護者がいる。また、親子分離の背景に虐待等保護者からの不適切なかかわりがあるケースも増加しており、虐待を主訴とする入所も増加の一途をたどっている。そのため、家族のもとに児童を家庭復帰させるための家族再統合支援の効果的な実施の必要性も高まってきている。

こうした社会情勢に対応するための一方策とし

て、乳児院においては1999(平成11)年より、児童養護施設においては2004(平成16)年より、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー：以下FSW)が配置されるようになった。FSWは、家庭復帰に向けた家族関係調整を担う専門職として、児童福祉施設におけるソーシャルワーカーの展開を期待される職種である。その後、2011(平成23)年には児童福祉施設最低基準の改正に伴い配置が義務化されている。家庭支援専門相談員の業務には、虐待等の家庭環境等の理由により入所している児童の早期家庭復帰のための支援のほか、保護者等への家庭復帰後における相談援助や退所後の児童に対する継続的な相談も規定されている。

乳児院においては、0歳から2歳までの児童の養育を基本としている。厚生労働省が実施した2013年度の調査では、乳児院入所理由として最も

多いものは「父又は母の精神疾患等」(22.2%)となっている[1]。保護者の精神疾患は児童虐待のリスクを高める要因であり、家庭引き取り後、養育困難な状態に再びおちいることも考えられる。このような背景を受け、家庭復帰につながることが困難なケースも増加傾向にある。全国乳児福祉協議会によると、1998年度の乳児院からの家庭復帰率は62.8%であったのに対し、2010年度は55.4%となっている[2]。乳児院入所によって親子分離を経験している乳幼児は、愛着関係を形成してきた乳児院の職員との分離に対する不安を強くもっているであろうと考えられる。家庭復帰に至らず、児童養護施設等に生活の場所を移す措置変更は、子どもにとってどのような意味を持つものであろうか。それは、乳児院の担当職員との愛着関係から離れて、新しい生活の場で、新たな人間関係を構築するという課題をともなうものである。そのため、2歳以降も社会的養護サービスによる養育を必要とする子どもについても、措置変更に伴う養育者の変更に際して「養育の連続性」を検討する必要性が高まってきているといえよう。

2011(平成23)年7月に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」[3]においては、社会的養護を必要とする子どもの状況に応じて、各施設がそれぞれの機能を補強しあうような関係をもちつつ、連続的な支援プロセスを保障していくことができるような支援のあり方が重要であるとされている。これを受けて検討され、定められた2012(平成24)年に示された社会的養護施設の養育指針[4]では、社会的養護の基本理念として、①子どもの最善の利益、②すべての子どもを社会全体で育む、の2点が掲げられ、さらに社会的養護の原理として、①家庭的養護と個別化、②発達の保障と自立支援、③回復を目指した支援、④家族との連携協働、⑤継続的支援と連携アプローチ、⑥ライフサイクルを見通した支援の6点が示された。同

時期に示された乳児院運営指針[5]においては、乳幼児期の愛着関係の形成の重要性に触れながら、家庭復帰、措置変更後の支援の継続やアフターケアの必要性について述べている。措置変更、すなわち養育の場の変遷は子どもの最善の利益の保障という観点から実施されることが求められる。乳児院と、措置変更後の受け入れ先の間で養育の連続性がどのように担保されようとしているか、現状と課題を明らかにし、実践の在り方を検討していくことが必要である。

II. 本研究の目的

本研究では、乳児院と児童養護施設での措置変更におけるソーシャルワークについて、積極的に施設間連携を行っている乳児院および児童養護施設の職員への聞き取り調査を行う。得られた語りから、乳児院から措置変更を行う際に専門職が持つべき視点を明らかにするとともに、現状の課題について整理を試みる。得られた結果をもとに、児童養護施設が措置変更後の子どもの養育に携わるうえで重要な視点、子どもの最善の利益に配慮した社会的養護における措置変更の在り方について検討を試みるものである。

III. 研究方法

A. 調査対象および調査方法

乳児院職員および児童養護施設職員を対象にインタビューを行った。調査期間は2014年9月から2014年10月までである。A県A市に所在する乳児院2施設、児童養護施設1施設の職員から協力を得た。家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、主任保育士等8名に調査協力を得た。各施設の職員に対してグループインタビューを実施した。

スノーボールサンプリングで次の条件を満たす方を抽出し、協力を依頼した。

- ①上司や現場経験者からエキスパートとみなされていること
- ②これまで多くの家庭復帰ケースを担当し、経験年数が豊富であること。経験年数の基準として5年以上の実務経験を有すること。
- ③普段行っている仕事を概念化し、人に伝えることができること。
- ④自分たちの実践を明らかにしたいと考えていること。
- ⑤定期的に調査を行える環境にあること。
- ⑥詳細なインタビューに対応できること。

得られたデータは逐語録を作成し、SCAT（大谷2007）[6] およびKJ法（川喜田 1986）[7] を参考に分析した。SCATは、大谷によれば一つだけのケースのデータやアンケートの自由記述欄のような比較的小さな質的データの分析にも有効であるとされ、本研究のようなサンプルサイズの小さなデータでの分析に適していると判断した。具体的には、①収集したデータから措置変更時の支援に関する語りを抽出（セグメント化）する、②SCATに基づく4ステップコーディング（各セグメントから浮かび上がる構成概念の抽出）を行う、③浮かび上がった構成概念を、KJ法を参考にカード内容の親和性を重視しながらカテゴリー化する、という手順で分析した。

B. 調査項目

調査項目は、①乳児院から児童養護施設に措置変更する際の課題と感じられている点、②乳児院から児童養護施設に措置変更する上で必要と考えられる視点、③今後の展望、の3点としてヒアリングを実施した。調査者が調査協力者の勤務先を訪問し、施設の一室でインタビューを行い、プライバシーの確保に努めた。調査の趣旨を説明し、了解を得た上でICレコーダーでの録音を行った。

C. 倫理的配慮

倫理的配慮として、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守したうえで、①収集した情報やデータ等は、鍵のかかる研究室内にて厳重に保管すること、②収集した情報やデータ等は、分析終了後は可及的速やかに破棄すること、③調査結果の公表に際しては、施設名や個人名等が特定されないよう格段の配慮を行うことを調査依頼文書に明記し、調査実施にあたって説明の上同意を得た。

IV. 調査の結果

A. 調査協力者の基本情報

調査協力者の属性は表1のとおりである。

表1 調査協力者の基本的属性

| | 施設種別 | 職種 | 性別 |
|---|---------|-----------|----|
| 1 | 乳児院A | 家庭支援専門相談員 | 女性 |
| 2 | 乳児院A | 里親支援専門相談員 | 女性 |
| 3 | 乳児院B | 家庭支援専門相談員 | 女性 |
| 4 | 乳児院B | 里親支援専門相談員 | 女性 |
| 5 | 乳児院B | 主任保育士 | 女性 |
| 6 | 児童養護施設C | 家庭支援専門相談員 | 女性 |
| 7 | 児童養護施設C | 主任保育士 | 女性 |
| 8 | 児童養護施設C | 児童指導員 | 男性 |

(出所：筆者作成)

B. 措置変更の課題

得られたデータより、措置変更における課題点を抽出した。「措置変更は愛着対象との別れ」、「送る側と受ける側の思いの相違」、「保護者との交流

の課題」の3つの大カテゴリと、それぞれの下位カテゴリが見いだされた。結果は表2のとおりである。

表2 措置変更における課題

| 大カテゴリ | サブカテゴリ |
|--------------------|---|
| 措置変更は 愛着対象との別れ | 大人に「頑張れ」と言われて生きる辛さ |
| | 機関同士の交流の少なさ |
| | 見通しの不十分さ |
| | 子どもの発達に必要な制度の不備 |
| 送る側と受ける側の 思いの相違 | 乳児院の思い 細やかに情報を伝えて送り出したい 措置変更後の継続的なかかわりの難しさ 会いに行きやすい勤務体制がない |
| | 児童養護施設の思い 新しい生活への定着を大切にしたい |
| 保護者との交流の課題 | 不安定な交流による安心感獲得の阻害 |
| | 措置変更による支援者との関係の希薄化 |

(出所：筆者作成)

1. 「措置変更は愛着対象との別れ」

インタビューにおいて、措置変更時は、子どもは乳児院の職員とともに措置変更先となる施設に行くことが多い現状が語られた。そして、愛着の対象であった乳児院の職員から「今日からここで頑張りなさい」と声をかけられ、子どもは新しい場所に一人で残される。「2歳の子どもが信頼する大人から、一人で頑張ってと言われて生きるつらさ」を感じていることが浮かび上がった。また、措置変更時に乳児院、児童相談所、新しい生活場所となる施設の三者間で十分に方針が話し合われることも少ないので現状であり、「子どもの発達にそぐわない」という思いを抱えながら措置変更が行われていることが明らかとなった。

2. 「送る側と受ける側の思いの相違」

「措置変更後、子どもが落ち着く」までの支援について考えるとき、「新しい生活の場に子どもがなじむこと」を子どもの安定ととらえる児童養護施

設の思いと、子どもの安定とは「子どもがこれまでと変わらない安定した愛着関係の継続を感じられること」とする乳児院の思いがあることが読み取れた。

3. 「保護者との交流の課題」

インタビューでは、措置変更により、保護者と子どもとの関係にも変化が起きることが指摘された。措置変更が行われる時点で、保護者と今後についての見通しが十分に話し合われていないことにより、それまで定期的だった面接の機会が急に減少したり途絶えたりすることがある。また、家庭復帰の難しいケースにおいては、里親委託や養子縁組など、乳児院の職員と保護者の間で話し合っていた具体的な話し合いが立ち消えてしまうなどといったことが語られた。専門職間の十分な連携と詳細な引き継ぎが行われないことにより、措置変更が児童養護施設における家族再統合支援や里親委託や養子縁組といった家庭的養育につな

ぐ支援の展開を阻害しうることが示された。

C. 措置変更時に必要な視点

次に、得られた語りより導き出したコードから、措置変更時に必要な視点を抽出した。「連携に基づく措置変更」、「別れからスタートさせない措置変更」の二つの概念が抽出された。

1. 「連携に基づく措置変更」

ここでは、「ともに成長を喜び合う」、「子どもに見通しを提供する」、「離れていても「いる」という確かな信頼を与える」の3つの大カテゴリと、それぞれの下位カテゴリが見いだされた。結果は表4に示したとおりである。

表4 連携に基づく措置変更

| 大カテゴリ | サブカテゴリ |
|------------------------|-------------------------|
| ともに成長を喜び合う | 関係性の連續についての共通理解 |
| | 安定した環境の連續を保証する |
| 子どもに見通しを提供する | 子どもの気持ちを丁寧に受け止める |
| | 子どもが納得するまで大人が向き合う |
| 離れていても「いる」という確かな信頼を与える | どんな人とどんな日々を過ごしてきたか伝え続ける |
| | 大切にしたいというメッセージを伝え続ける |

(出所：筆者作成)

a. 「ともに成長を喜び合う」

ここでは、子どもにかかわる専門職の間で、子どもの豊かな発達のためには愛着関係にある養育者との関係性の連續性について共通理解が図られていることが大切であるということが語られた。専門職間の共通認識のもと、子どもが安全で安心であると感じることができる安定した養育環境を保障できるよう支援が進められることの重要性が語られた。措置変更前の乳児院の職員、措置変更先となる施設の職員、さらには保護者、児童相談所の児童福祉司等、措置変更となる子どもを中心において、子どもにかかわる大人がともに成長を喜び合う機会として措置変更が行われる必要があるという概念が得られた。

b. 「子どもに見通しを提供する」

ここでは、生活の場が変わることによって揺れが予想される子どもの気持ちを丁寧に受け止めようとすることの必要性と、措置変更によって起こ

る愛着の対象との別れについて、子どもが納得するまで大人が向き合うことの大切さが語られた。これから的生活について子どもが感じる不安を見逃さず、不安に寄り添い、子どもに伝わる言葉で見通しを提供することの必要性が語られた。

c. 「離れていても「いる」という確かな信頼を与える」

措置変更にあたって、児童養護施設では新しい環境に慣れることが大切にされがちであるが、「どんな人とどんな日々を過ごしてきたか伝え続ける」ことが大切であると考えられていることが浮かび上がってきた。子どもにかかわってきた大人たちが「大切にしたい」という思いを、生活の場が離れても持ち続けているという「メッセージを伝え続ける」ことの重要性が語られた。

2. 「別れからスタートさせない措置変更」

ここでは、「子どもを中心においた措置変更」、

「リアセスメントの機会としての措置変更」の2つの大カテゴリーと、それぞれの下位カテゴリーが見いだされた。

表5 別れからスタートさせない措置変更

| 大カテゴリー | サブカテゴリー |
|--------------------|---------------------------|
| 子どもを中心においた措置変更 | 子どもががんばらなくて済む措置変更 |
| | 子どもが施設入所の意味をしっかり受け止める |
| | 子どもの「問題」ではなくパーマネンシーに目を向ける |
| リアセスメントの機会としての措置変更 | 家族の課題を総合的に仕切りなおす |
| | 子どもを中心とした現状の共有 |
| | 家族を新しい資源につなぐ |
| | 育ちの連続性のための明文化 |

(出所：筆者作成)

a. 子どもを中心においた措置変更

乳児院は2歳までの子どもを対象としているため、家庭復帰が困難な子どもは2歳の誕生日を迎えると措置変更を検討せざるを得ない。しかし、それを「制度上仕方ないこと」としてとらえることを問題ととらえる語りと、「措置変更で施設を出していく子どもが、頑張れと言われることのつらさ」から、「子どもに頑張れと言わないで」措置変更の手続きがなされることの重要性が語られた。そのためには、子どもが施設入所の意味をしっかり受け止める機会の保障と、子どもの「問題」ではなくパーマネンシーに目を向ける専門職の視点の必要性が語られた。

b. リアセスメントの機会としての措置変更

子どもに「できるだけ分離の悲しみを与えない」ことへの配慮についての概念が多く語られてきたが、家族支援、ファミリーソーシャルワークの一局面としての措置変更についての概念がこの概念となった。措置変更は、「家族の課題を総合的に仕切りなおす」機会であり、子ども・保護者を中心に専門職が現状を整理し、「これまでの支援の到達点を振り返ったうえで、ここはまだ課題が残っているから、児童養護施設でお願い」と「子どもを

中心にした現状の共有」を図ったうえで、家族を、児童養護施設を軸にした「新しい資源につなぐ」機会であるということが語られた。また、施設の職員は退職や異動で交代がなされていくことが多い。そのため、生活の場が移り、かかわる大人が変わっていっても、子どもが「私はどこからきて、どのように育ってきたのかを知る」ことを可能にする「育ちの連続性のための明文化」が必要不可欠であるとされた。

V. 考察

ここまで、措置変更の課題と措置変更において必要な視点について、カテゴリーごとの結果を紹介してきた。ここでは、先行研究と比較しながら総合的な考察を述べたい。

A. パーマネンシーの視点から見た制度上の課題

まず、子どもの育ちに必要な概念として、ここでは愛着（attachment）とパーマネンシー（permanency; 永続性）の二つの概念を挙げて考察したい。

ボウルビイ（John Bowlby）は、「しっかりした基盤のある自己信頼は、一般に乳幼児期から成熟

に至るまでの間のゆっくりと順調な成長の産物」であるとし、「信頼でき励ましてくれる人との交流を通じて他者に対する信頼と自己に対する信頼の結合を人々は学ぶ」としている（p 117）。また、安心の対人的基礎である「愛着対象」（p 148）について、愛着行動は一人、あるいは少数の特定の個人に対して向けられるものであるとする愛着関係の特定性と、幼児期の愛着がその後のライフサイクルの大部分を通じて残っていくとしている（p 184）[8]。

1980年に制定されたアメリカの「養子支援と児童福祉法」（Adoption Assistance and Child Welfare Act : 1980年法）はパーマネンシー法とも呼ばれている。野澤によると、パーマネンシープランニングの概念は、1970年代後半、オレゴン・プロジェクトに関する出版物で提唱された概念で、以来、アメリカにおける児童福祉実践の多様な側面に適用されてきた [9]。

Pecoraら（1992）は、援助の対象として家族に注目する考え方を「家族中心児童福祉（Family-centered Child Welfare）」とし、①エコロジーの視点（Ecological Perspective）、②コンピテンスの視点（Competence-centered Perspective）、③成長・発達の視点（Developmental Perspective）、④パーマネンシープランニングの視点（Permanency planning Perspective）の4つの枠組みからのアプローチを試みている[10]。子どもが愛着の対象と永続的な関係を保つことを保障することは、児童福祉実践の基礎として共通理解しておくべき視点であるといえよう。

しかし、我が国における措置変更は、現在の制度上やむなしとはいえ、まさに愛着関係を形成しようとする時期に、制度的に子どもが別の愛着対象を探すことを求めざるをえないものとなっている。

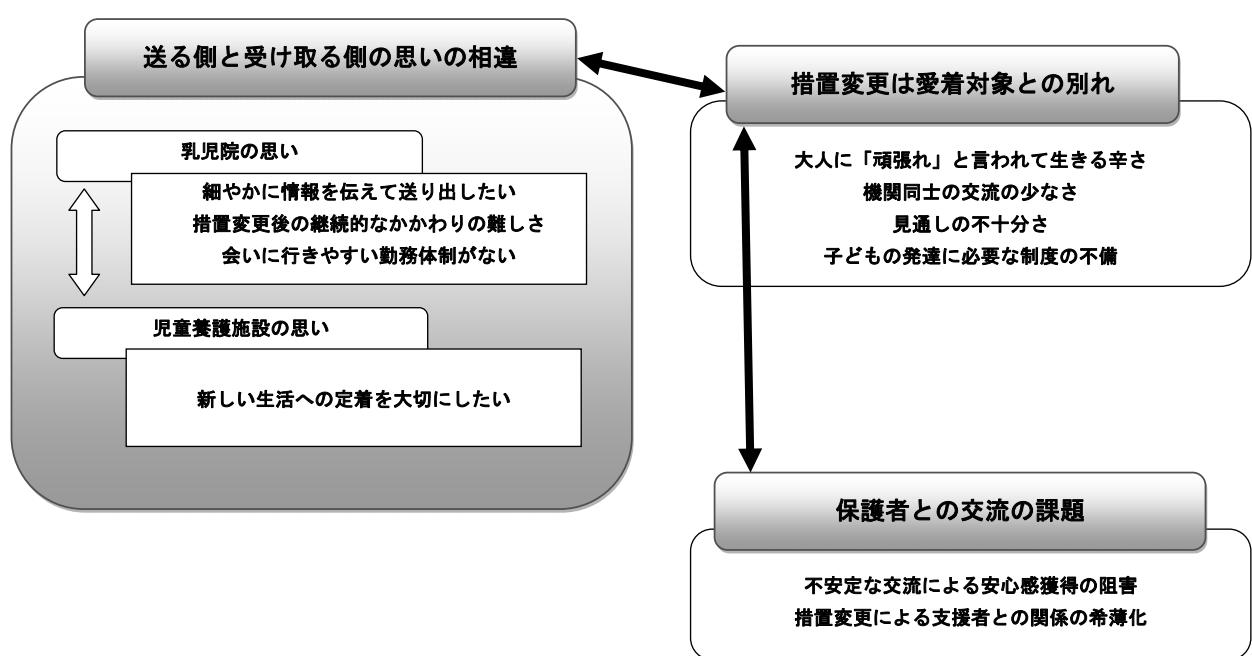


図1 措置変更の課題

我が国は、1994年に国連子どもの権利条約（1989）を批准している。1998年に出された子どもの権利委員会の日本に対する最終見解では、「委員会は、施設に入っている児童の数、並びに、特別な援助、養護及び保護を必要とする児童のための家庭環境に代わる手段を提供するために設けられた枠組みが不十分であることを懸念する」との項目がある [11]。

さらに2008年、国連児童の代替的養護に関する国連指針を採択しており、戦後施設中心で進められてきた社会的養護施策は小集団での養育へとシフトしつつあるものの、十分でない現状にある。

今後一層の整備が進められることが望まれる。

B. 専門職養成の課題

インタビューからは、こうした制度上の制約を受けつつも、子どもを中心に専門職が連携している実態がうかがえた。措置変更を、単に制度上の必要から子どもの生活の場所を移すプロセスととらえず、乳児院、児童養護施設、児童相談所、保護者の四者で話し合いを持ち、引き取りに向けての課題の見直しを行うなど、ソーシャルワークのプロセスにおいて重要な局面として位置づけようとする現状が明らかとなっている。

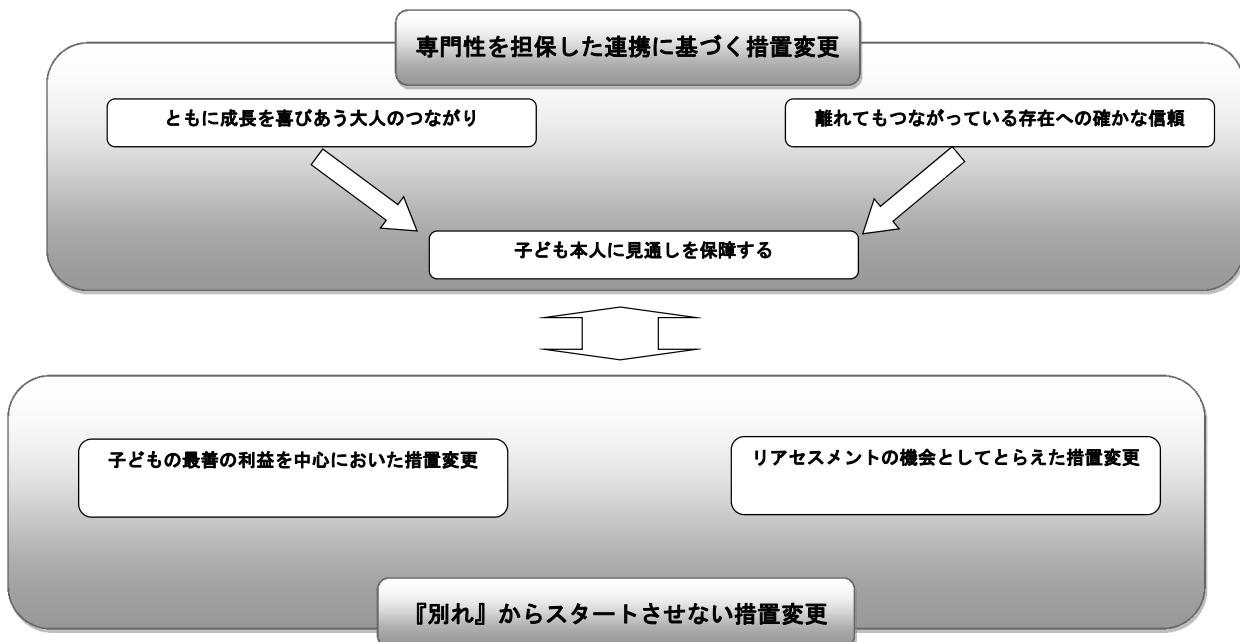


図2 措置変更において必要な視点

しかし、それまでの子どもの発達をつぶさに見てきた乳児院の担当者の語りからは、児童に関する詳細な引き継ぎ書を作成し、思いを込めて新しい生活の場所に送っていきたいと感じているものの、児童養護施設の職員との思いの差を感じていることがうかがえた。一方、児童養護施設の側においては、職員配置の厳しさなどを背景に、十分に書類に目を通す暇がなく、また「児童が新生活に慣れること」を優先せざるを得ない現状の中で

養育の連續性や愛着対象との関係の継続について十分に配慮することが難しい状況があることが語られた。

福山は、「児童福祉では、児童や家族のニーズや問題の質・量が著しく変化し、その現象は多重化・複雑化する一方であり、支援困難とみなされるようになってきた。しかし、その虐待が発生している家族をその特定の状況下で断面的に捉えているからこそ問題だとしているのではないのだろう

か」と指摘する〔12〕。

入所児童のソーシャルワークを担う中心的存在は、乳児院・児童養護施設いずれにおいてもFSWが想定される。社会福祉士養成においても、子ども家庭福祉サービスの制度的な理解に加えて発達的側面から子どもにとって必要な養育環境について理解を深めるなど、社会的養護サービスを必要とする子どもや家族の必要とする支援について、多面的に理解するような教育実践のあり方が検討される必要があると考える。

家庭復帰が可能となった子ども、里親委託となる子ども、児童養護施設に措置変更となる子ども、乳児院で生活する子どもたちには、様々な「その後」がある。しかしそのような場合も子ども本人の最善を中心に据えた専門職連携のもと、安心で安全な環境の中で児童が確かな信頼関係を持てる大人とのかかわりを継続していくことがなにより大切にされるシステムの在り方が今後検討され、浸透していく必要がある。

VII. 本研究の限界と課題

本研究の限界と今後の課題を以下の2点について述べる。

A. 措置変更の実態の全数把握

今回の調査は3施設8名を対象に行った事例研究であり、サンプル数が少なく、科学的な実証ということに関しては限界がある。今後の課題として、量的な調査での実態把握、措置変更時のケースワーカーに関するより詳細な事例検討等を検討する必要がある。

今後の研究の課題として、全国の乳児院および児童養護施設職員を対象とした量的調査を実施し、今回の結果とあわせて考察を深めていきたいと考えている。また、措置変更には乳児院から児童養護施設だけではなく、たとえば児童養護施設

から児童自立支援施設など、様々なケースがある。他の児童福祉施設への調査も併せて実施することで、子どもや家族の状況、発達状況や年齢などの比較検討を行う必要があると考えている。

B. 児童相談所との連携の実態調査と分析

今回は子どもの生活の場である乳児院と児童養護施設での調査とした。しかし、措置変更の実施に当たっては、措置権を有する児童相談所のケースワーカーの現状や実態についても把握する必要がある。児童相談所の児童福祉司を対象とした調査の実施も今後の課題である。

今後は、これらの調査課題に取り組むことで児童相談所、乳児院、児童養護施設のそれぞれの職員が捉える措置変更の現状と課題を明らかにし、子どもの最善の利益を具現する社会的養護実践の構成要素について考究していきたい。

本研究は科学研究補助金若手研究（B）（課題番号：23730560）の調査研究の一部である。調査研究の実施にあたり、調査研究にご協力下さった児童養護施設の皆様に深く感謝いたします。

[引用文献]

- [1] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2014）「児童養護施設入所児童等調査結果の概要（平成25年2月1日現在）」p.9
- [2] 全国乳児福祉協議会（2012）「乳児院の将来ビジョン検討委員会報告書」p.7
- [3] 厚生労働省（2015）「社会的養護の現状について」報道発表資料
- [4] 厚生労働省（2012）「施設運営指針、里親及びフアミリーホーム養育指針について」
厚生労働省HP
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html (2015/12/28閲覧)
- [5] 厚生労働省（2012）「乳児院運営指針」

厚生労働省HP

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.
html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html) (2015/12/28閲覧)

- [6] 大谷 尚 (2007) 「4ステップコーディングによる質的データ分析手法SCATの提案--着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き」名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 教育科学 54(2), 27-44, 2007
- [7] 川喜田二郎 (1986) 「KJ法—渾沌をして語らしめる」中央公論社
- [8] ボウルビイ著 作田勉監訳 (1981) 「母子関係入門」星和書店
- [9] 野澤正子 (2000) 「児童福祉の方法原理：子どもとの権利条約及びパーマネンシープランニングの意義と特質」社会問題研究, 49(2), pp.59-81
- [10] Pecora, P. J., Whittaker, J. K. & Maluccio, A. M. (1992). 『The Child Welfare Challenge : Policy, Practice, and Research』 Aldine de Gruyter
- [11] 日本弁護士連合会訳「子どもの権利条約 子どもの権利委員会の最終見解」
日本弁護士連合会HP
[http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/
library/human_rights/child_report-1st_observation.
html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/child_report-1st_observation.html) (2015/12/28閲覧)
- [12] 福山和女 (2013) 「ケアする人へのケアースーパービジョンの視点から」世界の児童と母性 74, pp2-6, 資生堂社会福祉事業財団

A Study on the Present Conditions in Placement Changes from Infant's Home to Children's Home

Kanako Ishida

Department of Social Rehabilitation
Faculty of Rehabilitation
Kobe Gakuin University

Social work with children and their families provides out-home services with infants under aged two at “Infant’s Home” in Japan. In recent years, the number of the infants who are replaced to “Children’s Home,” instead of sending back to their families, has been increasing and its backgrounds include an increase of the number of maltreated children and poor family functioning. This study aims to identify present conditions and challenges of case work in changing the placement of a infant from Infant’s Homes to Children’s Homes through case studies based on an interview research for workers in both Infant’s Homes and Children’s Homes. Findings of the analysis suggest the following present conditions and challenges needed to be ameliorated: (1) disparities between the thoughts of Infant’s Home and Children’s Home, (2) the importance of the assessments in replacement of the child, (3)the importance of the perspective of a permanency and understanding of attachment.

Key Words: Children’s Home, Changing placements, Family social worker, Importance of assessment, Child maltreatment